

下請法 は “取適法”へ

— 改正のポイント —

令和8年1月1日スタート！



【本日の説明内容】

1. 改正の背景・趣旨
2. 取適法の適用対象
3. 委託事業者の義務
4. 委託事業者の禁止行為
5. 事件処理・相談窓口等

1. 改正の背景・趣旨

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

通称：下請法

▶ 略称：中小受託取引適正化法
通称：取適法

親事業者

▶ 委託事業者

下請事業者

▶ 中小受託事業者

下請代金

▶ 製造委託等代金

取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 · 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小受託事業者

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小受託事業者

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

※赤色は改正内容

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（手形払等の禁止）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

取適法施行に伴う下位法令の改正等について

改正対象法令（主要なもの）

政令

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】10/1 公布・公表
規則（省令） 10/1 公布・公表
- 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】
訓令・通達等 10/1 公布・公表
- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政令	規則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政令	規則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応



2. 取適法の適用対象

取引の内容

適用対象

①取引の内容 (P 9~) + ②規模要件 (P20~) = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金3億以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下(個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金5千万以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

※赤色は改正内容

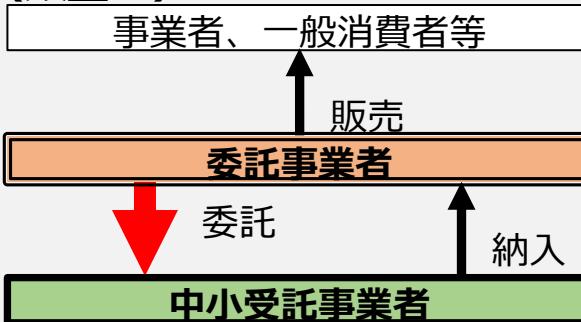
製造委託

【第2条第1項】※以下条項番号は取適法に基づく。

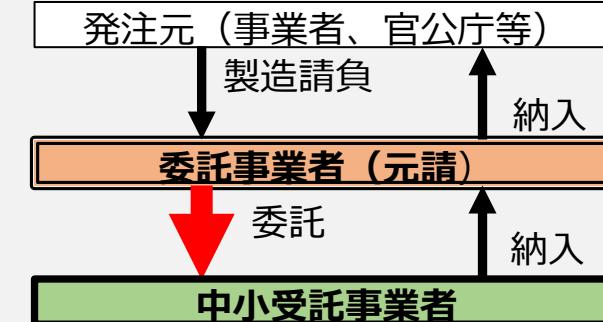
- 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいう。
- ここでいう「物品」は対象の明確化の観点から「有体物」をいう。例えば、建売事業者が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引などが挙げられる。

取適法の適用を受ける製造委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となります。

（類型1）



（類型2）



（類型3）



（類型4）



※ → が取適法の対象となる取引

木型等の対象への追加 【改正】

- 下請法の製造委託においては、物品等の製造のほか、物品等の製造に用いられる金型の製造については適用対象。
- 改正により、専ら物品等の製造に用いる木型、工作物保持具（治具）等の製造を製造委託の適用対象に追加。

用語	運用基準における解釈・具体例
専らこれらの製造に用いる型	目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のもの
その他の物品の成形用の型	例えば、樹脂製の型など
工作物保持具	いわゆる治具
専らこれらの製造に用いる特殊な工具	汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のもの

参照条文

「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託すること」をいう（第2条第1項）。

改正理由

- **発荷主から運送事業者への委託は、下請法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正後

「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

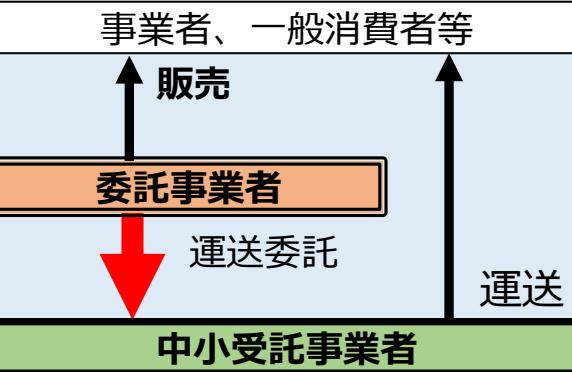


特定運送委託②

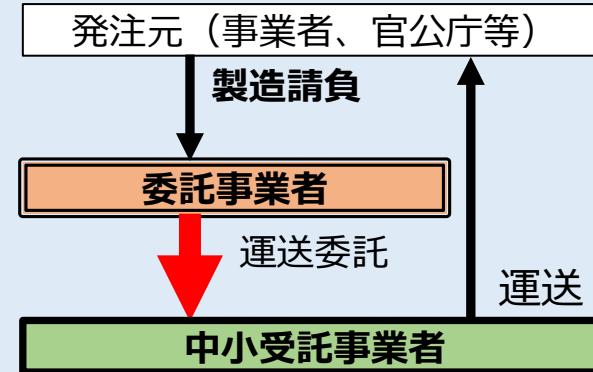
- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。

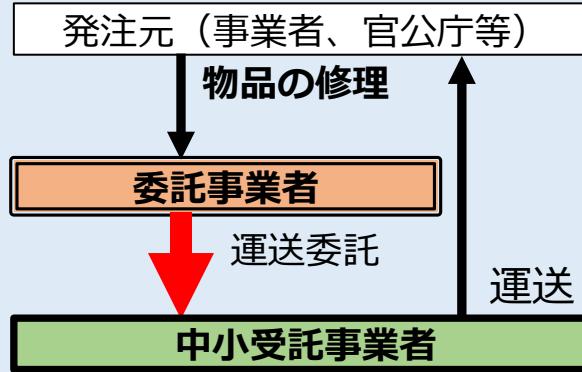
（類型1）



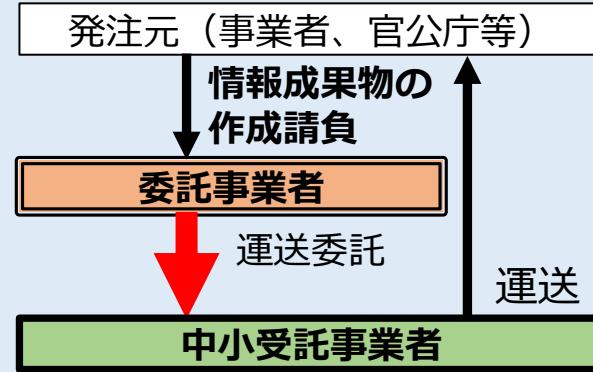
（類型2）



（類型3）



（類型4）



※ → が取適法の対象となる取引

規模要件

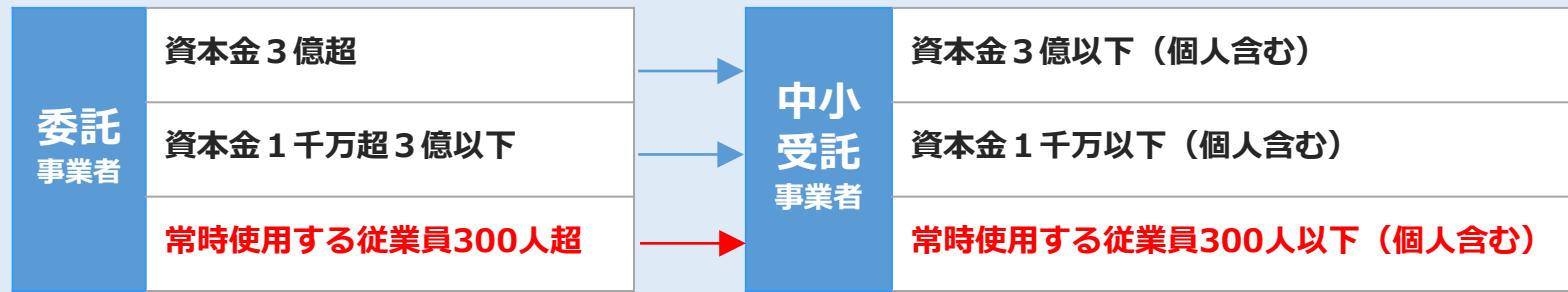
適用対象

①取引の内容 (P 9~) + ②規模要件 (P20~) = 対象取引

①取引の内容



②規模要件

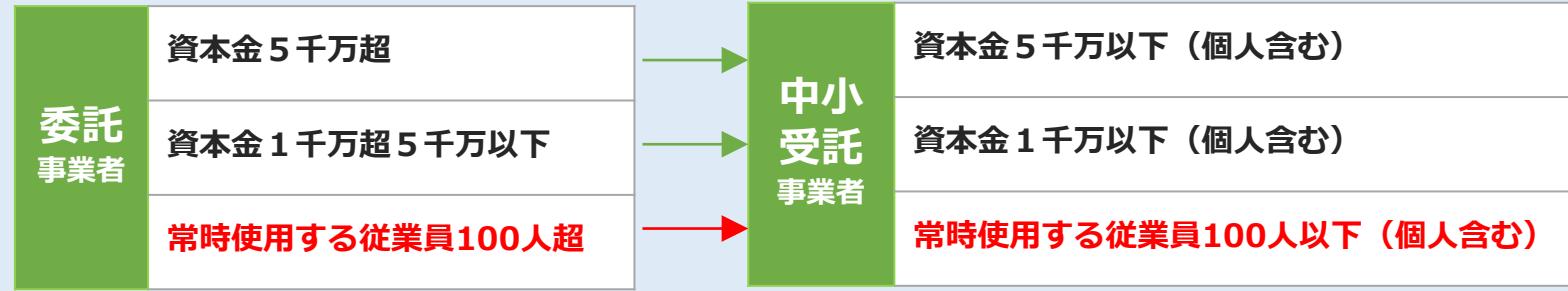


①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件



※赤色は改正内容

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、下請法の対象とならない例がある。
- 下請法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小受託事業者

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

情報成果物作成委託
(プログラム除く)役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小受託事業者

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

- ・ 委託取引ごとに規模要件を判断。
- ・ 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。

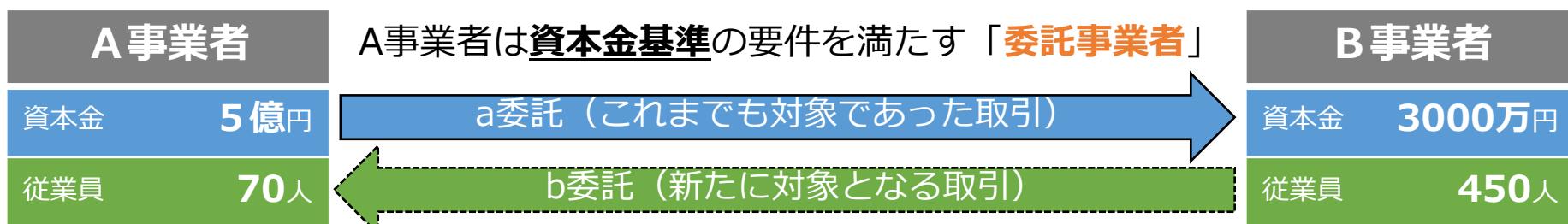
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金（※）
×	×	適用対象外

ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】



B事業者は従業員基準の要件を満たす「**委託事業者**」



3. 委託事業者の義務

- ・中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の**4つの義務が課せられる**。

義務の内容

- ① 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- ② 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- ③ 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- ④ 遅延利息（14.6%）の支払義務

発注内容等を明示する義務 【第4条】

- 口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、**発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければならない。**

発注書面に記載すべき事項

必須	① 委託事業者及び中小受託事業者の 名称 ② 製造委託等を委託した 日 ③ 給付の内容（ 品目、品種、数量、規格、仕様等 ） ④ 物品等の 受領期日 （役務提供委託の場合は、期間でも可） ⑤ 物品等の 受領場所 （役務提供委託の場合は、役務が提供される場所）
該当する場合	⑥ 検査完了期日 （検査をする場合）
必須	⑦ 製造委託等代金の 額 ⑧ 製造委託等代金の 支払期日
該当する場合	⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、その期間の始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日 ⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができるとする期間の始期及び電子記録債権の満期日 ⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法 ⑫ 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日

電磁的方法による書面交付【改正】

- 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。

電磁的方法による提供

電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することができる電気通信を送信する方法

電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付すること等

ポイント

- 委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。



4. 委託事業者の禁止行為

委託事業者の禁止行為の概要

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の行為を禁止。
- 中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 Point ! 改正
- ②代金の支払遅延の禁止
- ③代金の減額の禁止
- ④返品の禁止
- ⑤買いたたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point ! 改正

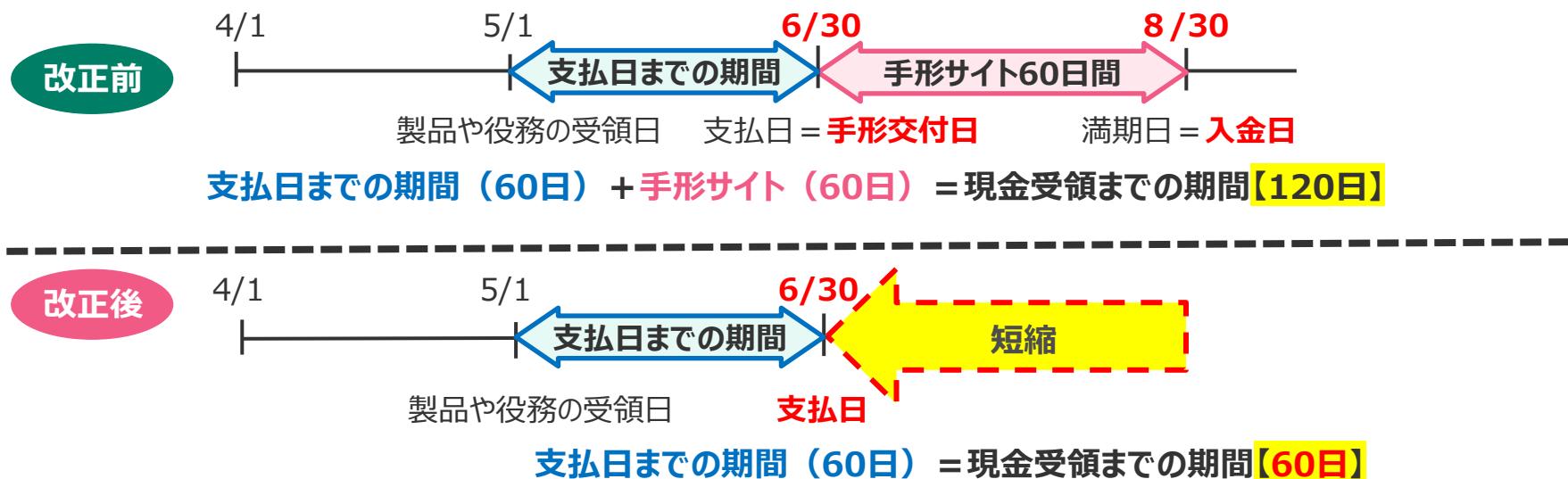
手形払等の禁止【改正】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)【改正】

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

●電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

●一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反とするよう、運用基準が見直された。**

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、
下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。



【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことは減額に当たる。

- 委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすること。

本規定のねらい

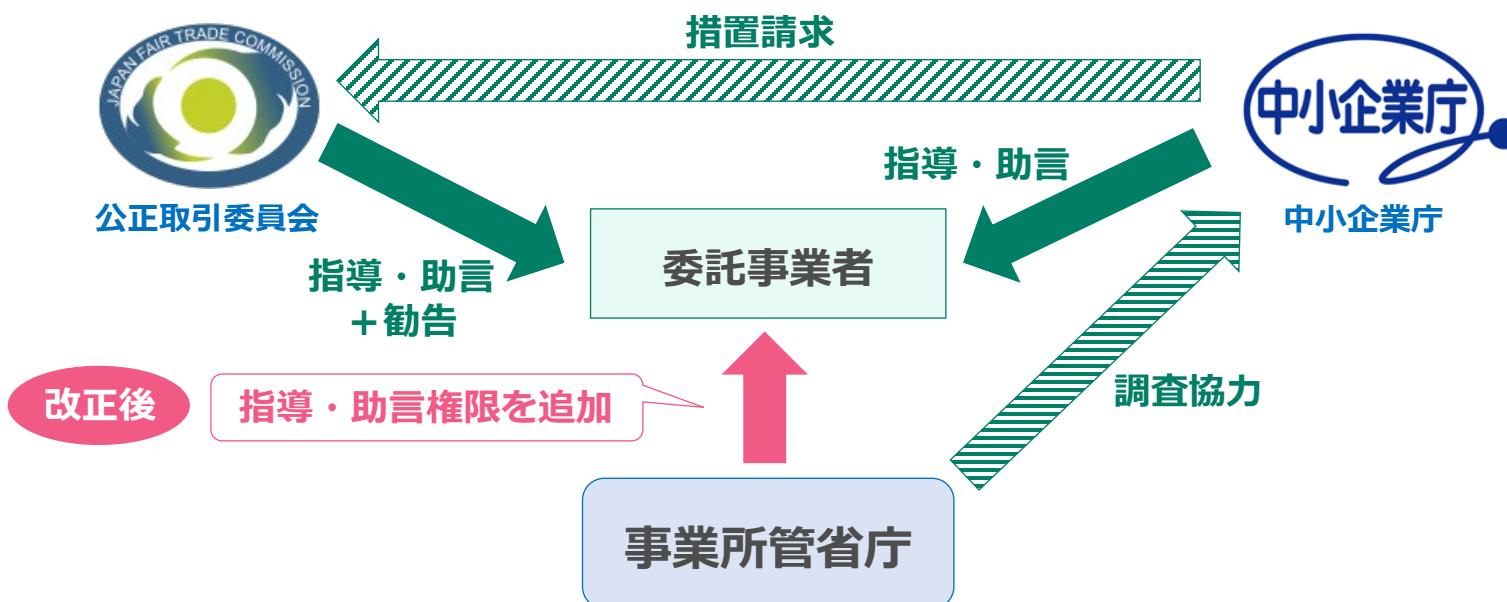
中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁、事業所管省庁に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするため。

改正理由

- 下請法では、事業所管省庁には調査権限のみが与えられていたが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、下請法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

改正前

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



100円

引下げ後の対価



50円

利益

改正後

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



100円

引上げ後の対価



コスト
90円

110円

※コストアップに
見合わない引上げ幅

利益

協議に応じない一方的な代金決定の禁止②

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

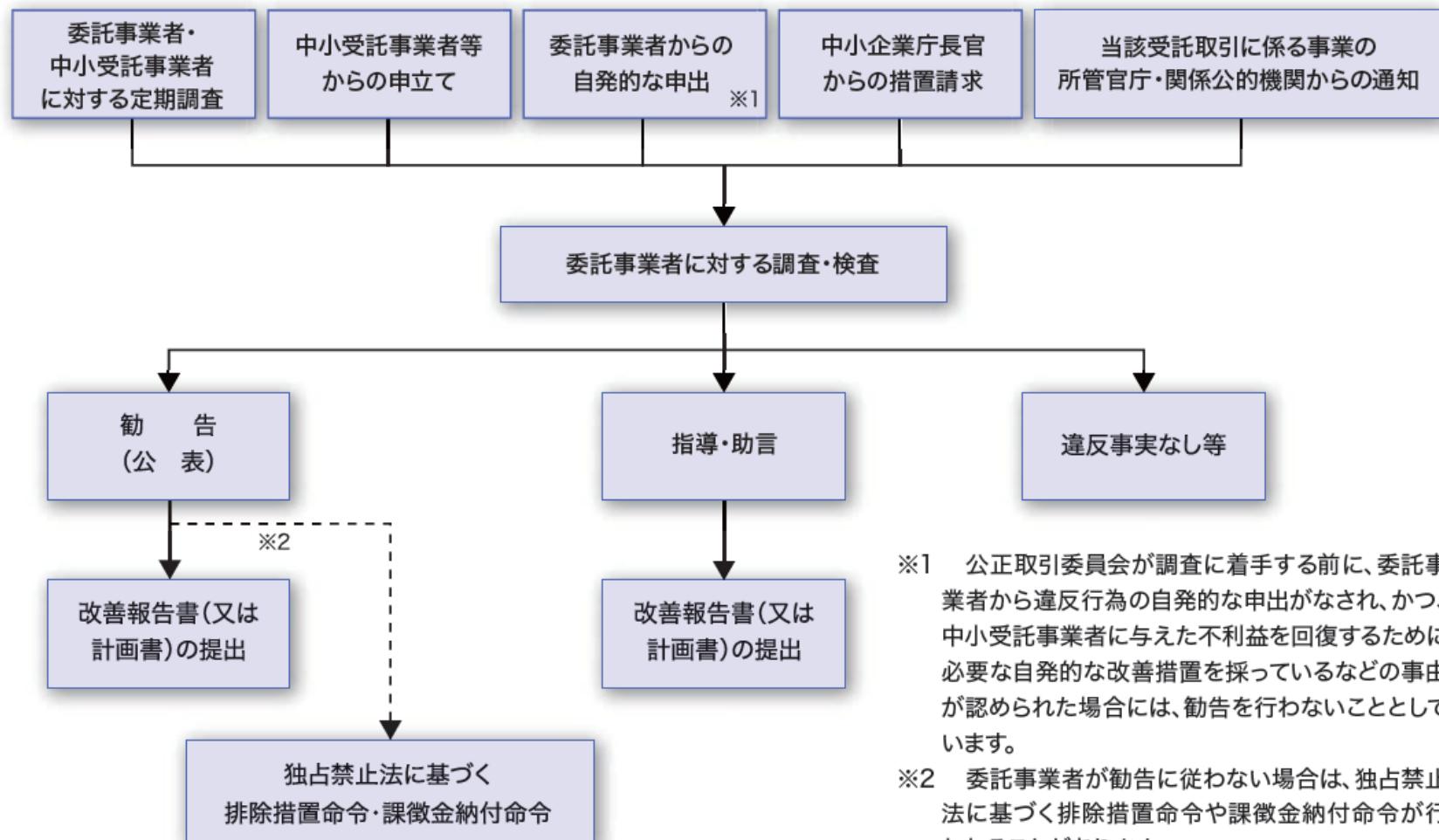
- ・中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- ・「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げることのほか、据え置くことも含まれる。



5. 事件処理・相談窓口等

取適法事件処理フローチャート

取適法事件処理フローチャート



取適法違反被疑事実についての申告窓口

オンラインによる申告窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyutoriteki.html>

電話・郵送による申告窓口

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 申告受付担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー
TEL 03(3581)5471(代)

北海道事務所 申告受付担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 申告受付担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 申告受付担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 申告受付担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 申告受付担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 申告受付担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 申告受付担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 申告受付担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

相談窓口

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

TEL 03(3581)5471(代)

<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎

TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館

TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL 098(866)0049(直)

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちから！

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

The screenshot shows the official website of the Japan Fair Trade Commission (JFTC). The header features the JFTC logo and the text "公正取引委員会" (Japan Fair Trade Commission). It includes links for "ENGLISH" and "サイト内検索" (Site search). The main navigation menu includes "ホーム", "公正取引委員会について", "報道発表 広報活動", "独占禁止法", "下請法", "フリーランス法", "スマホソフトウェア 競争促進法", "CPRC (競争政策研究センター)", and "相談・申告・情報提供・手続等窓口". The main content area features a large graphic of people walking on a circular path with the text "JAPAN FAIR TRADE COMMISSION" and "公正で自由な競争が持続的な成長と生活水準を向上させる". Below this are four cards with links: "取引適正化に向けた公正取引委員会の取組" (with a hand holding a puzzle piece icon), "競争の活性化に関する提言 (アドボカシー活動)", "デジタル分野における公正取引委員会の取組", and a cartoon illustration about the "Freelance Law" starting on November 1, 2024.

公正で自由な競争が持続的な成長と生活水準を向上させる

取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

競争の活性化に関する提言 (アドボカシー活動)

デジタル分野における公正取引委員会の取組

2024年11月1日から
フリーランスの方の
ために、新しい法律が
スタートします。

パンフレット

更なる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブ
サイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL トップページ>報道発表・広報活動>各種パンフレット
<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ	中小受託取引 適正化法テキ スト	優越的地位の 濫用 ～知っておきた い取引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」

御清聴ありがとうございました
アンケートに御協力をお願いいたします。
回答はこちらから→



<https://www.jftc.go.jp>



@jftc

公取 取適法 で検索



JapanFTC



JFTCchannel

